

人材紹介基本契約書（紹介手数料）

貴社（以下甲と称す）が キャリアエキスパート株式会社（以下乙と称す）に技術者の検索および紹介を委嘱するにあたって、甲乙間で下記の通り契約を締結する。

第1条 委 嘱 事 項

甲は乙に、技術者の検索および紹介を委嘱する。甲は乙の所定の書式により、甲の業務内容及び求人内容の条件を提供する。

第2条 委 嘱 登 録 料

甲が乙に対して行う技術者の検索および紹介の委嘱にあたっての登録料は無料とする。

第3条 紹 介 手 数 料

甲は、乙が紹介した人材を甲が採用決定した場合、甲は乙に対し下記の条件で紹介手数料を支払うものとする。

1. 紹介手数料

資 格	紹 介 手 数 料	摘 要
技術士 コンクリート診断士 一級建築士等	理論年収の30%とする 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する	・第1種電気主任技術者 ・認定技術管理者・高度技術者 ・土地家屋調査士 ・機械器具設置工事資格者
RCCM 電気工事士等 補償業務管理士	理論年収の30%とする 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する	・第2、3種電気主任技術者 ・1、2級電気工事施工管理技士 ・第一、二種電気工事士 ・同等程度の専門技術者
施工管理技士等 環境計量士 IT技術者	理論年収の30%とする 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する	・1、2級土木施工管理技士 ・1、2級建築施工管理技士 ・二級建築士・測量士 ・同等の専門技術者
その他の職種	理論年収の20%とする 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する	・設計、施工技術者等 ・CADオペレーター・事務職 ・宅地建物取引士・管理業務主任者、他

資 格	紹 介 手 数 料	摘 要
看護師・薬剤師・放射線技師 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 歯科衛生士・医療事務・歯科衛生士	理論年収の20%とする 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する	
介護福祉士・社会福祉士 精神保険福祉士・ケアマネージャー	理論年収の20%とする 但し、年収が200万円未満の場合、基準最低年収を200万円として紹介手数料を決定する	

※1. 契約期間は1年間とし、甲乙のいずれより申し出がない場合、その後の1年間、契約を更新したものとし、その際、更新登録料は無料とする。その後の1年毎の更新についても同様とし無料とする。
なお、新たに技術者紹介基本契約書を締結した場合には、最新の技術者紹介基本契約書の内容に更改されたものとする。

※2. 理論年収：(月額基本給＋定額支給及び定期的に支給が見込まれる諸手当の合計)×12ヶ月
＋年間賞与支給予定額＋その他【実質給与と考えられる手当等、一時金等の年間相当額】
但し変動しない超過勤務手当は含み、変動する超過勤務手当、通勤手当等は含みません。

2. 支払いは、入社日又は資格登録日のいずれか早い日より、15日以内とする。

3. 消費税は別途加算する。

第4条 特 命 事 項

甲が乙に対して、前各号に規定する以外の特命事項を委嘱する場合は、別途協議のうえ、活動資金等必要経費を請求できるものとする。

第5条 機 密 の 保 持

甲及び乙は、本業務より知り得た互いの業務上の情報を機密とし、甲及び乙が書面により承諾をした場合を除き、いかなる第三者にも開示・提供することはできない。

第6条 合 意 管 轄

本契約に関して紛争が生じたときは、乙の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所として解決する事に合意する。

第7条 そ の 他

本契約に定めなき事項に関しては、信義誠実の原則に従ってその都度甲乙協議の上、決定する。